

### 消費者教育推進部会について

#### 【概要】

消費生活審議会からの付託により、消費者教育推進計画の作成又は変更に関して意見を述べること、その他消費者教育の推進を図る事項について調査審議を行う。

#### ○和歌山県消費生活条例施行規則（抜粋）

##### （消費者教育推進部会）

第 13 条の 2　条例第 29 条第 7 項の規定に基づき、消費者教育の推進に関する法律(平成 24 年法律第 61 号)第 20 条第 2 項第 2 号に規定する事務その他の条例第 18 条の 3 に規定する消費者教育の推進を図る事項についての調査審議に関する事務を行わせるため、審議会に消費者教育推進部会(以下「教育推進部会」という。)を置く。

- 2 教育推進部会が行う調査審議に関する事務は、審議会が教育推進部会に付託するものとする。
- 3 審議会は、前項に規定する教育推進部会の決議をもって、審議会の決議とすることができる。

##### （教育推進部会の組織）

第 13 条の 3　教育推進部会は、委員 6 人以内で組織する。

- 2 教育推進部会に属すべき委員は、審議会の会長が指名する。
- 3 委員の任期は、審議会委員の任期と同じとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

##### （教育推進部会の部会長）

第 13 条の 4　教育推進部会に、教育推進部会の長(以下「教育推進部会長」という。)を置く。

- 2 教育推進部会長は、教育推進部会に属する委員の互選によって定める。
- 3 教育推進部会長は、教育推進部会の事務を掌理する。
- 4 教育推進部会長に事故があるとき、又は教育推進部会長が欠けたときは、教育推進部会に属する委員のうちから教育推進部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

##### （教育推進部会の臨時委員）

第 13 条の 5　審議会から付託された事務を調査審議するため、必要があるときは、教育推進部会に、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、知事が任命する。
- 3 臨時委員は、教育推進部会に付託された事項の審議が終了したときは、解任されるものとする。

(教育推進部会の会議)

第 13 条の 6 教育推進部会の会議は、教育推進部会長が招集し、その議長となる。

- 2 教育推進部会の会議は、教育推進部会に属する委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 教育推進部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 4 教育推進部会で議決された事項は、教育推進部会長が審議会の会長に報告する。